

あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況等を参考にして送付しています。申告書が送られなくても、申告が必要なたは申告してください。

スタート

平成23年1月1日に大館市に住んでいましたか？

いいえ
1月1日現在の住所地の市町村へ申告が必要な場合があります。
1月1日現在、大館市に事務所・事業所をお持ちのかたは大館市への申告が必要です。

はい
所得税の確定申告書を税務署へ提出(または電子申告)しますか？

はい
申告は不要です

はい
あなたを大館市に住んでいる親族が配偶者控除や扶養控除の対象として申告していますか？

いいえ

平成22年1月から12月までの間に収入がありませんでしたか？

はい
非課税所得のみのかた

いいえ

収入は給与や公的年金のみで、営業、農業、不動産等その他の収入は無いですか？

いいえ

はい
すべての給与支払報告書や公的年金等支払報告書が、支払者から大館市へ提出されていますか？
※支払報告書の提出の有無は支払先にご確認ください。

はい
収入は公的年金のみですか？

いいえ

医療費控除などの所得控除等を申告しますか？

はい

いいえ

昭和21年1月1日以前生まれで、年金収入の合計額が148万円以下ですか？
昭和21年1月2日以降生まれで、年金収入の合計額が98万円以下ですか？

はい

申告が必要です
※所得税の確定申告が必要な場合があります。

申告は不要です
※所得税の確定申告が必要な場合があります。

申告が必要です
※市民税・県民税申告書の裏面の「収入のなかったかたや非課税所得のみのかたへ」欄に記入し、申告してください(郵送でも受け付けします)。

市・県民税の申告相談

期間 2月3日(木)～3月15日(火)

問 税務課市民税係 43-7033

平成23年度分市・県民税の申告相談が2月3日(木)から始まります。期限までに申告しないと所得証明書の発行が出来なかったり、過った申告をすると後で税額が追加されたりする場合があります。忘れずに期間内に正しい申告をしましょう。

申告相談会場では

- ① 受付時間内に、会場入口付近に置いてある番号札を手前からお取りください。その際、会場に掲示している開始目安時間「までは外出されても結構です」。
 - ② 番号が呼ばれるまでお待ちください。
- 開場 8時 申告開始 9時
受け付け 8時～15時30分
(中央公民館は16時)

※開場時間前には、番号札は交付しません。
※混雑状況により、受け付け終了時間を早める場合があります。

営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

申告書と一緒に収支内訳書を送付しています。収支内訳書を作成し、帳簿や領収書など関係書類を持参してください。平成22年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られていない場合はご連絡ください。

また、農業所得も収支計算となりますので、必要経費は実額を積み上げて申告する必要があります。次の関係書類を準備し持参してください。

収入金額の分かる書類

- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」
- 集落営農組合の「損益分配通知書」
- 戸別所得補償モデル対策の交付決定通知書
- 水稲共済金や無事戻金などを受け取ったかたは、金額が分かる書類
- 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額が分かるもの

経費の分かる書類

- 農協などの「お買い上げ明細書(取引明細書)」や「農業用資材購入証明書」
- 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなど)の領収書
- 農機具や農業用車両などを購入した際の契約書や領収書、修理や車検、自動車税などの領収書
- 組合費、土地改良費の領収書
- 固定資産税の課税明細書
- 農業に要した水道光熱費の領収書
- 農業共済掛金の領収書など

※あらかじめ各種類に分別し、それぞれの合計金額を計算してきてください。家事用の領収書は経費に出来ません。

譲渡所得があるかた

収用による譲渡などで、所得額が特別控除額以下になる場合は、所得税や市・県民税が課税にならなくても国民健康保険税の減額判定資料になりますので、申告をお願いします。

※譲渡所得、山林所得用の申告書は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

医療費控除を申告するかた

あらかじめ、医療費の領収書の合計金額を計算してきてください。

通院に掛かった交通費は、公共交通機関を利用した場合などは医療費に参入出来ませんが、自家用車で往復した場合や、同乗の際のガソリン代を公共交通機関に換算して参入することは出来ません。また、「医療費のお知らせ」は医療費の領収書に該当しないのでご注意ください。